

第18章 公害防止管理者等にかかる業務の運営

公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もって公害防止に資することを目的とし、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第 107号）が昭和46年 6 月10日から施行（公害防止統括者等の選任届出については昭和47年 9 月10日から施行）されたが、それに伴い次の業務を行なった。

1 公害防止管理者等資格認定講習の実施

本府では、通商産業大臣の委託を受けて、特定工場の公害防止管理者等の資格を付与するための資格認定講習を実施しているが、昭和47年度におけるその概況は次のとおりである。

(1) 講習の公示

昭和47年 6 月21日 大阪府公告第 117号

(2) 実施期間

昭和47年 7 月24日から 8 月16日まで

(3) 講習の区分および修了者数等

実施した講習の区分、回数、定員、本申込者数および修了者数は表－ 146のとおりである。

(4) 講習の実施場所

大阪府職業訓練センター、清香会館

(5) 実施方法

社団法人大阪府職業訓練協会へ講習事務の一部を委託して行なった。

表-146 講習の区分および修了者数等

講習の区分	回数	定員	本申込者数	修了者数
大気関係第2種および第4種公害防止管理者資格認定講習	4	600	527	515
水質関係第2種および第4種公害防止管理者資格認定講習	2	300	278	270
合計	6	900	805	785

(注) 1 講習期間は、大気および水質関係のいずれも1回について3日間である。
 2 定員は1回について150人である。

2 公害防止統括者等の届出の受理

都道府県知事および市町村長は、昭和47年9月10日から公害防止統括者等の届出の受理事務を行なっているが、権限の委任に伴う届出先は表-147に示すとおりで、その届出状況は表-148、149 および 150 のとおりである。

表-147 公害防止統括者等の届出先

施設区分		所在地			
		大阪市内	堺市内	東大阪市内	その他の市町村内
1	騒音発生施設のみ設置工場	大阪市長	堺市長	東大阪市長	当該市町村長
2	ばい煙発生施設、ふんじん発生施設の設置工場	大阪市長	知	事	
3	上記2の施設と騒音発生施設の併設工場				
4	上記2の施設と汚水等排出施設の併設工場				
5	上記2の施設と騒音発生施設および汚水等排出施設の併設工場				
6	汚水等排出施設と騒音発生施設の併設工場				
7	汚水等排出施設設置工場	大阪市長	堺市長	東大阪市長	知事

表-148 公害防止統括者の届出状況

(昭和48年3月31日現在)

種類	届出特定工場数	統括者	代理者
公害防止統括者	702 ^{工場} (307)	583 ^人 (238)	574 ^人 (219)

(注) ()内の数字は、市町村長権限のもので内数である。

表-149 公害防止管理者の届出状況

(昭和48年3月31日現在)

種 類		工 場 数	管 理 者	代 理 者	
公 害 防 止 管 理 者	大気関係	第1種	32 (28)	27 (23)	21 (18)
		第2種	79 (51)	73 (47)	55 (32)
		第3種	104(46)	118(51)	107(42)
		第4種	228(72)	214(60)	202(60)
	水質関係	第1種	19 (12)	22 (15)	20 (13)
		第2種	204(104)	203(104)	184(92)
		第3種	30 (11)	30 (11)	29 (10)
		第4種	117(15)	114 (15)	109(12)
	騒音関係		11(10)	10(9)	6(6)
	ふんじん 関 係		78(23)	79(23)	77(23)
合 計		902(372)	890(358)	810(308)	

(注) () 内の数字は、市町村長権限のもので内数である。

表-150 公害防止主任管理者の届出状況

(昭和48年3月31日現在)

種 類	工 場 数	主 任 管 理 者	代 理 者
公害防止主任管理者	22 (7)	23 (8)	23 (8)

(注) () 内の数字は、市町村長権限のもので内数である。